

2012 年度国際法学会秋季研究大会 報告要旨

第 1 日目

午前の部

国連海洋法条約の成果と課題—条約採択 30 周年の地点に立つて—

田中則夫（龍谷大学教授）

国連海洋法条約は、1982 年 4 月 30 日に賛成 130（日本、フランス、中国を含む）、反対 4（米国、イスラエル、トルコ、ベネズエラ）、棄権 17（西ドイツ、イギリス、イタリア、オランダ、ベルギー、ソ連等）で採択された。その後、深海底制度に対する先進国の反対の理由を解消させる深海底制度実施協定が 1994 年に採択されたことを契機として、条約の締約国は一挙に増加し、2012 年 1 月現在の締約国数は 162（EU を含む）となっている。潘基文国連事務総長は、条約採択 30 周年にあたり、地球上の 70% を占める海洋がすべての人々と世界の諸国の持続可能な発展にとって不可欠な存在となっており、国連海洋法条約が海洋における法の支配を確立する上で最も重要な基本法になっていると述べた。条約の制定過程では国家間の複雑な利害対立があり、採択された条約規定の中にはその解釈・適用の困難さ等が指摘されるものも少なくなかった。しかし、この 30 年間の条約実施過程においては、そうした指摘を通じて危惧された問題が先鋭化し、条約をめぐる国家間の対立が顕在化したというよりは、むしろ逆に、条約が樹立した諸制度を定着・発展させる方向で諸国や国際諸機関の実行が展開され、条約を頂点として海洋に関するテーマ毎に／あるいは地域毎に個別の条約のネットワークが構築されつつある。国連海洋法部の最近の説明によれば、国連海洋法条約は特に、船舶の航行上の権利、沿岸国の海洋管轄権の範囲の画定、大陸棚、深海底採鉱、海洋環境の保護、海洋の科学的調査、紛争解決の義務的手続に関する国際法規則の発展に貢献し、条約に基づき設置された国際海洋法裁判所、国際海底機構および大陸棚限界委員会の活動によって、条約の着実な実施と一層の発展が担保されているとされる。今回の報告では、国連海洋法条約の実施過程において、海洋秩序の構築に貢献していると評価し得る成果ないし動向を整理しつつ、海洋法の展開過程に関する分析・評価を試みたい。その際には、海洋の境界画定に関する国際司法裁判所の判例（黒海における海洋境界画定事件等）も取り上げ、境界画定に関する条約規定の意味内容が判例を通じて明確化されてきた意義についても触れてみたい。ところで、国連海洋法条約の制定過程においては、認識が共有されていなかった問題で、今日、新たな対処を余儀なくされている問題も少なくない。海賊ないし武装強盗の問題はその一例であり、海洋での安全を確保するために国際協力体制の確立が焦眉の課題とされている。一方、海洋の調査・研究の飛躍的な進展に伴い、海洋生物多様性の保全という課題の重要性が国際社会において共有されつつある。この課題をめぐる論点は多岐にわたっており、国際環境法とも関連づけられながら、海洋法の新たな再編・強化につながる可能性のある議論展開がみられる。報告では、今後の検討課題の中でも、特に重要性が増している問題のいくつかを取り上げ、検討してみたい。

国連海洋法条約と日本

佐藤 地（外務省国際法局審議官）

1982年12月10日、約10年にわたる交渉の末に、国連海洋法条約（UNCLOS）が採択され、各国の署名に開放されてから、本年で30年を迎える。UNCLOSは、海洋におけるすべての活動の基礎となる法秩序を打ち立てんとする包括的な性格に加え、今日では、条約当事者数が162（EUを含む。）に達するなど、国際社会における普遍的受容を達成しつつあり、これを国際社会における「海の憲法」と呼ぶことには、今や一般的な合意があると言って良い。伝統的に海洋国家である我が国が、海洋利用のすべての分野にわたり広範かつ深い利害関係を有していることは自明である。第三次国連海洋法会議（UNCLOSIII）において我が国代表が示した、海洋における国際協力と秩序を維持し発展させることは、我が国の基本的な国家的利益であるとの立場は、今日も変わらない。

UNCLOS署名開放30周年を迎え、国際社会には、UNCLOSに基づく海洋法秩序がいかに発展を遂げたか、ストックテーキングを行い、今後の糧とすべきとの機運がある。UNCLOSIII当時、資源開発技術の発達や国家間の主張の相違の顕在化等によって、海洋法をとりまく環境は急激に変化しつつあった。その中で、新たな包括的な海洋法秩序の基本となる条文の採択という困難な作業を実現するため、コンセンサス方式の採用やパッケージディールによる妥協が行われた結果、UNCLOSは明確性を欠く文言を少なからず含み、後の実行による解釈の発展に多くを残した。また、UNCLOSは、慣習法の法典化を行う傍ら、複数の革新的な新規の法制度を創設し、その実施のため新機関を設立したが、これら新制度の実体は、本質的に、実務を通じて作り上げていく必要があるものであった。この30年は、まさにその過程であったとも言える。

本報告では、日本国内におけるUNCLOSのストックテーキング研究促進の一助となるべく、国際法実務に携わる立場から、UNCLOS体制の今日に至るまでの発展、及びその中で、我が国が関与した事例をいくつか紹介し、UNCLOSが直面する現在の課題及び我が国にとっての意義を明らかにする。具体的には、UNCLOSによって創設された3つの制度とその実施のため設置された3つの機関の活動に焦点を当てる。すなわち、大陸棚延長制度とその実施を促進する大陸棚限界委員会（CLCS）、深海底制度とその実施のための国際海底機構（ISA）、及び強制的紛争解決システムとその中心的機関である国際海洋法裁判所（ITLOS）である。我が国は、1996年にUNCLOSを批准して以来、これら3つの制度及び機関のいずれをも活用し、新制度の発展に貢献してきている。

また、本報告では、近年注目を集めている、現行のUNCLOS法体系に対する新たな挑戦として、国家管轄権外区域における海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する議論等を紹介する。

海洋管理と沿岸国管轄権

西本健太郎（東北大学准教授）

現代の海洋をめぐる諸問題への対応は、「海洋管理」あるいは「海洋ガバナンス」の文脈の中で語られるものが近年特に多くなり、その強化に向けた動きが国際的・国内的に強まっている。このような動きは、国際的には、例えば海洋保護区の設定を通じて、生態系アプローチに基づく海域管理を実現しようとする展開などに表れている。国内的にも各国で海洋管理のための政策が策定されるようになっており、日本も2007年に制定された海洋基本法において、「海洋の総合的管理」を打ち出している。

この海洋管理の強化の流れは、現行の海洋法秩序にとってどのような意義をもつものであるか。近年の海洋管理の潮流の背景にある考え方自体は、国連海洋法条約の前文に示されている「海洋の諸問題が相互に密接な関連を有し及び全体として検討される必要がある」との認識の中にも現れている。しかし、「海洋管理」の概念そのものは条約上の概念としての意義を持っておらず、海洋管理の作用は主として、一定の事項ごとに与えられている沿岸国の主権的権利・管轄権の行使として実現される。それゆえ、沿岸国が国際社会の一般的利益を実現するための海洋管理の名の下に、自国の主観的な利益を図ろうとする場合はもちろん、持続的な資源利用や海洋環境の保護といった一般的利益のための海洋管理が追求される場合にも、円滑な国際交通の確保や人類の科学的知見の増進のための海洋科学調査の実施といった他の一般的利益、そして両者間の調整を図るための条約枠組みとの緊張関係が必然的に問題となる。

その採択から30年が経つ国連海洋法条約が関係国間で機能的に管轄権配分を行うことによって解決を図ろうとしたのはまさにこうした問題であったが、海洋管理の概念の定着は従前の問題状況に新たな側面を付け加えるものでありうる。国連海洋法条約は、海洋資源に対する沿岸国の拡大要求を入れながら伝統的な海洋の自由の維持を図っており、一定の事項に関する沿岸国の権限と船舶の通航をはじめとする外国の利用権限が、同一の海域において併存することを可能としてきた。しかし、海中に潜在的に分布する天然資源の管理、または海域の状態を問題とする海洋環境の管理という考え方は、元来海洋そのものの管理に事実上接近する契機を有している。海洋資源および海洋環境の観点から海洋管理を強化することは、国連海洋法条約が領海以遠で排除しようとした領域的（面的）な権限行使を再導入し、海洋利用を機能的に調整するための既存の法的枠組みの動揺へと繋がる可能性もないとはいえない。

本報告では、以上のような問題意識から、海洋管理の潮流が今後の海洋法秩序にとって持つ意義を整理することを試みたい。このために、近年の海洋管理の考え方と国連海洋法条約の枠組みとの関係、そして両者の歴史的な位置づけについて考察した上で、実際の問題状況について検討を加える。

国家管轄権外の海洋生物多様性の保全をめぐる制度間相互作用と課題 — 途上国の新たな交渉空間の創出? —

都留康子（中央大学教授）

「国連環境開発会議（地球サミット）」から20年、そのフォローアップ会合の「国連持続可能な開発会議（リオ+20）」は、2012年6月、一応の成果文書とともに閉幕した。振り返って“分岐点”と思われる会議は数多あるものであるが、当該会議は、国家管轄権外の海洋生

物多様性の保全と持続的利用について、新たな一步を踏み出したと位置付けられることになるかもしれない。

これまで国内管轄権内の生物多様性については、その保全、そして遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を 1992 年採択の「生物多様性条約」が目的としており、具体的な方途については、2010 年に採択された「名古屋議定書」の今後の行方にかかっている。しかし、「生物多様性条約」は、国家管轄権外の生物多様性については射程においていない。一方、人類の知識の蓄積とバイオテクノロジーの発展は、深海底遺伝資源の開発をも可能にしたが、深海底及びその資源（鉱物）を人類の共同財産と規定する「国連海洋法条約」の交渉時点ではまったく想定されていなかった問題である。このようにして、国家管轄権外の高底遺伝資源含む生物多様性については、制度的欠缺も指摘されてきた。ところが、今日、「海洋と海洋法に関する国連非公式協議」やWGでの議論とともに、生物多様性条約締約国会議や「リオ+20」の交渉を通して、新たな実施協定の作成に向けた交渉開始の動きが現れている。

本報告では、まず、国家管轄権外の生物多様性と海洋遺伝資源について何が問題になっているかを示すとともに、関連する制度における交渉過程を検討し、対立軸を明らかにする。1970年代とは異なり、新たに力をつけてきた途上国（中国+G77）が、当該問題に関連する制度間の重複や相互作用を利用しながら、これまで他の海洋資源から利益を得てきた先進国に挑戦していく姿が見えてこよう。

公海漁業の規制—IUU 問題をてがかりとして—

深町公信（熊本大学教授）

国連海洋法条約は、公海漁業に関して、伝統的な漁業の自由を維持する一方で、国家に対して、公海における自国民の漁業について適切な保存措置をとり、適当な場合には地域的管理機関を設立することを義務づけている。

積極的な資源管理を必要とする水域および魚種に関しては、すでに地域的管理機関が多く設立され、資源管理の実績が積み重ねられてきた。

しかし一方で、そのような公海自由原則と旗国主義を基礎とする制度では、地域的管理機関に加盟していない国の漁船の取締りや漁船の管理が不十分な旗国の存在の問題が生じる。違法、非通報、無規制の漁業、すなわち IUU 漁業と、漁船の船籍を地域的管理機関の非加盟国に移すりフラッキングの横行の問題がそれである。

優良漁場の多くが沿岸国の排他的経済水域となり、自由に漁業ができる水域が狭められた結果として公海漁場に多数の漁船が集中したことは、公海の漁業資源の枯渇をさらに加速させることとなったが、このような取締り上の問題点は資源管理の実効性を妨げる大きな要因となっている。

これらの問題は、FAO を中心として対策が議論され、1993 年の「コンプライアンス協定」および 1995 年の「責任ある漁業のための行動規範」が採択され、旗国の責任の明確化と国際的な保存管理措置の実効性を損なう行為の旗国への通報措置等が規定された。さらに、2001 年の「IUU 漁業防止国際行動計画」および 2004 年の国連総会決議 58/14 では、旗国の責任の強化はもとより、寄港国規制、貿易規制の実施を含めた包括的な監視・取締り・協力体制の構築を進めることが必要とされている。

地域的管理機関においても、漁船の自動監視システム等の導入による監視の強化、漁獲物に

対する旗国の認証制度、非加盟国を含む違反漁船の寄港国での検査および漁獲物の禁輸措置などの制度をとりいれた取締りを強化している。

さらに米国、EU では、IUU 漁船の入港拒否、間接輸入を含む非認証の漁獲物の輸入禁止等の規制を行い、市場国としての規制を強化している。

本報告では、近年のこのような IUU 漁業の封じ込めに向けた制度および協力体制を検討し、公海自由原則とのバランスの問題を含む国際法上の問題点を考察する。

大陸棚制度の展開—大陸棚限界委員会の活動と慣行—

古賀 衛 (西南学院大学教授)

国連海洋法条約の特徴として、組織法的発展がある。実体的規則を運用するため委員会等さまざまな国際機関を設け、または既存の国際機関との協力を促進する旨の規定が随所に見られる。本報告では、そのうち大陸棚の限界に関する委員会（以下、大陸棚委員会）の活動に焦点をあて、その組織的性質と国際法上の意味について考える。

大陸棚委員会は、海洋法条約第 76 条と附属書Ⅱに基づいて設置された。締約国会議で地理的配分を考慮して選出された地質学、地球物理学または水路学の専門家 21 名の委員からなる。委員会は、沿岸国が提出した海底に関するデータその他の資料を検討し、勧告を行う。沿岸国は、その勧告に基づいて大陸棚の限界を設定する。こうして設定された限界は、「最終的なものとし、かつ拘束力を有する」とされるが、解釈上の問題がある。

委員会は、1997 年に最初の会合を開き、手続規則の制定などを行った。そして、2001 年 12 月に最初の申請がロシア政府から提出され、2002 年 6 月それに対する委員会の勧告が出された。ロシアは、4 区域についてデータを提出したが、5 つの国がそれに対する意見（口上書）を出し、データの不正確さや境界画定上の問題を指摘した。委員会は、データ等資料を修正して再提出するようロシアに勧告した。

海洋法条約には、データ等をどういう形で提出するのか、そして委員会がそれをどのような方法で検討するのか、書かれていない。また、申請国以外の第三国は申請との関連で何ができるか、委員会の勧告は第三国をどこまで拘束するかも明らかでない。これらの手続は、これまでに出された申請の処理活動を通じて明らかになりつつある。

日本政府は、2008 年 11 月に 13 番目の申請を提出した（現在までの申請は 61）。そして、2012 年 4 月に勧告が出され、申請した 7 区域のうち 4 区域が認められた。委員会の検討過程で、4 つの口上書が提出された。米国とパラオは、自国の大陸棚との境界画定に影響する可能性を指摘したが、将来関係国間で解決することを条件に異議を唱えないことになった。しかし、中国と韓国は、沖ノ鳥島が海洋法上の島ではないので大陸棚を持たないとの理由で、同島を基点にした（と中国が主張する）3 つの区域の勧告に反対した。口上書の手続は、境界画定に関わる区域を避けるために設けられたものだが、沖ノ鳥島の地位に関連する中韓の口上書のように、本来の範囲を逸脱すると思われるものもみられる。

このように集積された委員会の慣行は、事前または事後に締約国会議で認められることによって公式に承認され、海洋法の新たな発展の姿を示している。しかし、それが海洋法条約の規定とどこまで整合性を保っているかについては、慎重に検討する必要がある。

第2日目

午前の部

国際法の規範形成における国際法委員会の役割—課題選択を中心に—

村瀬信也（上智大学教授・国際法委員会委員）

ILCは、創設以来65年を経て、今日、すでに「その使命を終えた」とする見方が台頭しつつある。1950年代、60年代の輝かしい成果に比して、あるいは1990年代の「再興」の時期に比しても、ILCの存在理由が希薄になりつつあることは否めない。そうした状況の下で、ILCの再生は可能か、可能であるとすれば、いかなる方法において実現できるか、が問われている。報告者は、1980年から82年にかけて国連法務部でILC事務局を担当し、2009年からILC委員を務めてきた（2011年再選）ので、その経験を基礎に、ILCの活動を総括しておきたい。本報告では、とくにILCにおける「課題（topic）の選択」に焦点を合わせて、検討することにした。

周知のように、ILCは国際法の「六法」にあたる伝統的な課題に関する活動が一応終了したのち、次第にその作業の重心を、国際慣習法の「法典化」から国際法の「漸進的発達」に移行させてきた。しかしその移行には、これまで余り意識的に指摘されてこなかったもう一つの側面、すなわち、一般国際法と特別レジームとの関係をどう調整するかという問題が潜んでいたように思われる。すなわち、ILCは、建前上、一般国際法の専門家によって構成されているが、そうしたILCが、人権、環境、経済といった国際法の特別レジームの課題に挑むということになれば、その矛盾をどのように克服できるかが問われなければならないのである。

20世紀後半以降、人権、環境、経済などの各特別レジームにおける条約形成には目覚ましいものがあり、条約渋滞とか条約インフレと言われるような状況である。しかし、こうした国際立法過程では、必ずしも各条約間・各レジーム間の調整が図られてこなかったため、全体として国際法の断片化（fragmentation, compartmentalization）をもたらす結果となっている。ILCは一般国際法の観点から、こうした病理（国際法の欠缺と重複）を治癒することのできる唯一の機関とも考えられ、報告者は、この点にこそ、21世紀におけるILCの新たな存在理由を見出すことができるのではないかと考えている。暫定的な報告概要は以下のとおりである。

1. はじめに— 岐路に立つILCとその現状
2. ILCにおける課題選択
 - (1) 課題選択の基準
 - (2) 伝統的課題と「特別レジーム」課題
 - (3) 課題の担い手（ILCの構成）
3. 作業方法・最終成果との関連
 - (1) 作業方法
 - (2) 最終形式
 - (3) 総会（第6委員会）との関係
4. 一般国際法と「特別レジーム」
5. おわりに— ILCの役割の再定義？

参考文献：村瀬信也他編著『変革期の国際法委員会』（信山社、2011年）；村瀬信也『国際立法』（東信堂、2002年）；同『国際法論集』（信山社、2012年）；S. Murase, *International Law: An Integrative Perspective on Transboundary Issues*, Sophia U.P., 2011.

The Interrelationship of Codification and Progressive Development in the Work of the International Law Commission

Donald McRae

Professor, University of Ottawa

Member, the ILC

The mandate of the International Law Commission is the promotion of the progressive development of international law and its codification. The two branches of this mandate – progressive development on the one hand and codification on the other – were treated separately in the statute of the Commission and each had its own procedure. Progressive development was meant to result in an explanatory report with recommendations. Codification was meant to result in draft articles that might lead to the conclusion of an international convention.

In fact, throughout its history, the Commission has not observed the distinction set out in its statute. The primary product of the Commission's work has been draft articles (codification) yet it has been recognized that the draft articles or guidelines that have emerged from the Commission work is the result of a combination of progressive development and codification. It has been a unified rather than a divided process.

Increasingly, however, questions are being raised during the Commission's work about the distinction between codification and progressive development and the extent to which it is appropriate for the Commission to engage in exercises that are purely progressive development. In a perhaps unusual step, the Commission prefaced the commentary to its draft articles on the Responsibility of International Organizations by saying that by comparison with the corresponding provisions in the articles on state responsibility certain provisions in the draft articles on the responsibility of international organizations might be more in the nature of progressive development and thus would not have the same authority.

The question whether the Commission should be explicit about what it regards as codification and what is progressive development is being increasingly debated amongst members of the Commission and the distinction between the two is often stated in terms of *lex lata* and *lex ferenda*. This continuing dialogue may be due to the changing composition of the Commission including a significant number of current and former government legal advisers, and it may also be due to the nature of topics that are placed before the Commission at the present time. More and more, the Commission is taking on topics where state practice is less clear and the identification of existing law more controversial.

The question is clearly related to the selection of topics by the Commission; for example, should the Commission take on topics where there is little state practice? The codification-progressive development distinction also has implications for the working methods of the Commission. A process that is designed to develop and closely analyze draft articles may not be the appropriate process for an exercise that is purely progressive development. Further, greater emphasis on distinct processes of codification and progressive development may further have implications for the composition of the Commission. Progressive development on its own may require the kind of interdisciplinary skills that most members of the Commission do not have. Would an emphasis on progressive development, disassociated from codification mean that the Commission would be more in the nature of an

interdisciplinary research institute? And, beyond this there is the fundamental question, if the Commission has been so successful through not drawing sharp lines between codification and progressive development, why should it start doing so now?

This paper will explore these issues, looking at the way in which codification and progressive development have interacted throughout the Commission's work and the changes that appear to be occurring in the balance that exists between the two. The question whether it is appropriate to make a clear distinction between codification and progressive development will be considered and what this means for the selection of topics, the working methods of the Commission and for its composition. The question whether the Commission should return to the distinction set out in the statute of the Commission will also be addressed and some tentative conclusions drawn about the roles of progressive development and codification in the contemporary work of the International Law Commission.

午後の部

第1分科会

第1分科会趣旨説明

コーディネーター 明石欽司（慶應義塾大学教授）

国際法の規律対象とされる事項や空間が拡大を続ける中で、国際法形成過程に関わる多様な現象が出現し、また同時に「国際法の断片化」のような国際法の全体構造の認識に影響を与え得る事象の発生も指摘されるようになってきている。このような状況を踏まえ、本分科会では、伝統的な法源論の枠組には必ずしも拘泥することなく、国際法形成過程の現代的諸相を扱う四本の個別報告が予定されている。

国際法規範形成の多様化・複合化とその位置づけ

—国際公益の制度化を中心として—

小森光夫（千葉大学名誉教授）

現在の国際法規範形成の多様化は、国際組織の場での法形成など外交プロセスの複合化、非政府アクターの参加による交渉当事者の多様化、非拘束的合意などに見られる採択文書の多様化、および国際共通利益・公益の制度化による国際規範内容の多様化など、法形成プロセス、採択手続、規範内容、実施制度などさまざまな面で見られる。

本報告では、国際法規範形成過程が多様化・複合化してきたこと、とりわけ国際公益の制度化が進展してきたことが、従来、条約の採択手続、慣習国際法の形成要件などを明確化することを通じて進展してきた国際法規の実定法としての *authorization* の構成、すなわち、規範が国際的に拘束力・効力を持つことを公式なものとして裏付ける構成に、どのような影響を与えてきたか、またその問題をどう位置づけたらよいかについて、条約および慣習国際法の形成における *legitimation* と *authorization* の関係を中心に総論的な話をしたい。

本報告の要点は以下の点である。すなわち、国際法の基礎を主権国家の合意に置く国際法論の下では、合意基盤に合致するように定式化された条約の採択手続、慣習国際法の形成要件が、規範内容の *legitimation* とは別個に、その法的効力を *authorize* する意義を持つものとして独

自の役割を持つかのように位置づけられてきたが、国際公益の保護や実現のための制度化は、何が国際公益かについて各国の立場が異なる中で、しかも当事国の履行能力の違いによって国際法規の効力を実質的に支えていた当事者の相互性が働かないという問題を抱える中で進められるために、第 1 に、その authorization を厳格に合意基盤に依拠して形式化させることは難しくなっていること、第 2 に、規範の authorization は、その効力を conclusive に確定する形で位置づけることは困難であり、したがって重みの問題として位置づけられること、また第 3 に、それらの国際法規形成においては、規範内容や制度設計の legitimation が重要な意義を持つと同時に、制度内容が具体的にどの範囲で authorize されるか、またその authorization のためにどのような要因が意味を持つかについても、制度の legitimation の内容および制度自体の必要性の認識の強さによって影響を受けるようになっていること、したがって、第 4 に、国際公益の保護を目的とする制度の形成においては、legitimation と authorization の構成は、相関的に捉える必要があるという点である。

条約制度と一般国際法のインターフェイス—環境分野を中心に—

柴田明穂（神戸大学教授）

インターフェイス(interface)：異なるものをつなぐときの共有部分、接触面。

国連国際法委員会(ILC)「国際法の断片化」研究部会が、個々の条約ないし特定分野の条約制度において見受けられる特異な法現象は、条約法を中心とした一般国際法の規律に従いその許容範囲内で生じているにすぎないと結論するとき、自己完結的（と主張される）条約制度とその「外」にある一般国際法とが対置され、後者が前者を枠づけるという機能において両者が接触しているという国際法観が示される。この国際法の統合原理の議論で念頭にある一般国際法は、国家の実体的な権利義務を定める国際法規範（仮に「一次規範」）の背景にあって、個別の条約・分野を通底しそれら一次規範の運用を一般的・基底的につかさどる国際法規範（仮に「背景的規範」）である。国際法（条約）の成立、解釈、適用や責任に関する規範などが中心と考える。

最近の ILC が取り上げている議題のいくつかは、条約制度を枠づけるはずの背景的一般国際法が、個別ないし特定分野の条約制度の実行を包摂しようとするが故に変容させられていく現象を顕在化させているように思われる。特徴的なのが、2011 年に採択された条約の留保に関する実行ガイドである。これは、人権条約制度において特異に生じていたと思われる条約留保実行が、一般法たる留保規則に一定の影響を与えたように見受けられる事例である。他方で、「時間の経過した条約(treaties over time)」研究部会の議論では、一部の環境条約締約国会議において見受けられる解釈決議を通じた条約の実質的修正の実行につき、これを背景的一般国際法、具体的には条約法条約第 31 条 3 項(a)(b)及びその「周辺」に位置づけて議論しようとする主張に対し、そもそもそのような実行は原理的に一般化しえず、仮に一般法に包摂しようとする、特定分野や個別的な法現象に引きずられて変容する背景的規範は、その一般性・基底的性格を損なうか、もしくは状況依存的な規範としてしか提示できず、統合原理としての機能を失うという主張が対峙する。条約制度が背景的一般国際法自体の変容を求める契機は何であり、それが実現するのはいかなる条件の下であるのか。従来の条約と慣習との相互関係の議論とは異なる、条約制度と一般国際法のインターフェイスのあり方が問われていると言えよう。

本報告では、環境分野の条約制度で見られる実行・事象を取り上げ、その一般法化の契機として条約解釈規則としての後の合意・慣行に関する ILC「時間の経過した条約」の議論と、損害に対するライアビリティ規則に関する ILC「損失配分原則」の議論を題材として検討し、上記課題に光を当ててみたい。

国際法実現過程におけるソフト・ローの機能

山本 良（埼玉大学教授）

国連総会決議の法的効果をめぐる問題やヘルシンキ最終議定書のような非拘束的合意の出現などに触発されて、1970年代よりソフト・ローの議論が盛んに行われてきた。また、こうした議論は、一時の停滞を経て再び隆盛となり、近年は遵守過程に焦点を当てた議論が顕著である。もっとも、こうした議論においては、国際法形成過程に対するソフト・ローの意義や、国際法の法源という観点からの問題関心は相対的に希薄であるように思える。これは何に起因するのだろうか。

議論の前提として、ソフト・ローの類型化が要請される。すなわち、ひと口にソフト・ローといっても、その多義性はつとに指摘されてきたとおりである。日本における議論の一般的傾向に従い、伝統的な法源の地位をもたないものに対象を限定したとしても、事情はさしてかわるわけではない。そこで、以下では、関係国家間の合意の「深度」と、ソフト・ローの「機能」を指標として、試論的に類型化を行うことにする。

たとえば、非拘束的合意といわれるようなものの中には、関係国家間の合意が「深く」、その機能も当該国家間の契約的な合意としての性格が強いものが少なくない。その結果、こうした合意は、条約とさしてかわらないものとして働くことが期待されているが、他面において規範内容の一般化可能性は必ずしも高くはないといえよう。他方で、多数国間のフォーラムにおいて生み出されるソフト・ローの場合、関係国家間の合意の深度は一般的に「浅く」、国際法形成に対する意義は認められるものの、その道のりは伝統的な法源の形成過程を媒介するため、迂遠である場合が多い。

以上のような対照的な例を両極とする軸を考えた場合、今日の遵守過程に焦点を当てた議論において対象とされるソフト・ローは、その中間のいずれかの地点に位置するものである。すなわち、条約の抽象的な規定を実現するためのものや、条約によって設定された専門性をもつ機関が採択した規範的性格をもつ文書などである。こうした文書は、現代国際法の形成にいかなる形で寄与していると評価することができるだろうか。

以上のような問題意識に基づき、この報告では現代国際法過程におけるソフト・ローの機能を幾分限定的な立場から位置づけることを試みることにする。

国際司法裁判所による「国際法規則の解釈・適用」の意義

河野真理子（早稲田大学教授）

国際司法裁判所（ICJ）は、国連の主要機関のうち唯一の司法機関である。この地位のゆえに、ICJが示す「国際法規則の解釈・適用」には権威が認められるといえる。他方、ICJは、争訟手続の場合、当事者の同意に基づく管轄権の行使しか認められず、その判決も、当事者間において且つその特定の事件に関してのみの拘束力しか認められていない。また勧告的意見の手続は国際組織が直面する具体的な紛争についての国際法に基づく意見が要請されるもので

あって、国際法の一般的な解釈についての意見の諮問に利用される手続ではない。ICJは国際法について権威ある解釈・適用を行う司法機関ではあるものの、その権限は、具体的な紛争や問題に関して、紛争当事者がその手続を選択する場合に、「国際法規則の解釈・適用」を通じて紛争解決に貢献することにとどまるのであり、司法立法につながるような権限は認められないといえることができる。

以上のような制約と限界があるとはいえ、ICJは、「国際法規則の解釈・適用」を通じて、その内容の明確化、さらに場合によってはその発展に一定の役割を果たしてきた。それは、国連の主要な司法機関としての権威に基づくだけでなく、具体的な紛争についての国際法上の論点の整理と、個々の論点に対する「国際法規則の解釈・適用」を通じて行われてきたものである。争訟手続の場合、個々の事例の事実関係と当事者の主張を勘案し、かつ必要な場合に、自身の職権に基づく判断に基づいて、「国際法規則の解釈・適用」が行われる。また、勧告的意見の手続の場合は、国際組織が提起する問題について、意見の要請に応えることの適切性も含め、「国際法規則を解釈・適用」した意見が示されることになる。

具体的な事例における「国際法規則の解釈・適用」に関するICJの判決と意見の積み重ねは、裁判所の内部での先例の蓄積にとどまらず、国際法規則の明確化や発展という観点から、対外的にも様々な影響力を持っている。特に、他の機関による「国際法規則の解釈・適用」への影響力は無視できないといえよう。国連国際法委員会（ILC）の国際法の法典化作業とICJの判決の相互作用や、他の国際裁判所におけるICJの判決の引用・参照という2つの現象は、国際法秩序において重要な意味を持つ。前者は、慣習国際法の内容の明確化と国際法の漸進的発達過程で、ILCとICJという2つの国連の機関がどのような貢献ができるかを考える材料となる。後者は、国際裁判手続が多様化し、国際法のフラグメンテーションが指摘される状況にある国際社会での国連の主要司法機関としてのICJの役割を考えるために不可欠である。

本報告では、以上のような問題意識から、ILCの法典化作業とICJの判決、意見の相互作用の事例、及びICJの判決が他の国際裁判所の判決で引用された事例の分析により、ICJが「国際法規則を解釈・適用」することの意義と問題点を分析したいと考える。

第2分科会「国際条約の作成と日本への受容」

第2分科会趣旨説明

コーディネーター 北澤安紀（慶應義塾大学教授）

国際私法に関する統一条約の作成においては、ハーグ国際私法会議が重要な役割を果たしてきたほか、国際連盟や国際連合によっても広義の国際私法に関する統一条約が作成されてきた。しかし、わが国が批准した条約は必ずしも多くはない。本分科会では、まず国際私法統一条約の作成とその日本への受容について概観した上で、各論として、ハーグ国際私法条約の中でも極めて成功した条約の一つと評価されている「ハーグ子の奪取条約」をとり上げ、条約への日本の加盟をめぐる諸問題について検討するとともに、国際人権法という観点から、同条約を分析・評価する。一方、わが国が加入している「国際物品売買契約に関する国際連合条約（CISG）」は、国際取引の分野での世界的規模での法統一という観点から重要な成果を挙げているが、同条約についても検討を試みる。

国際私法統一条約と日本

道垣内正人（早稲田大学教授）

1. 国際私法の国際的統一の意義とその実現方法

私法の領域において一の法域内で実現されている秩序を国際社会にも実現することを目標とするとすれば、各法域の法及び司法システムを国際的に統一することがベストであり、そのための努力もされてきた。しかし、各法域は歴史・文化・宗教などを異にするため、全面的統一の試みは平和を破壊しかねない。技術的な内容をもつ取引法の分野に限れば、一部の法域の間での統一は成功しているが、それでも、司法システムの統一はずっとハードルが高いため(日本でも憲法改正を要する)、時間の経過とともに解釈・適用が分かれ、統一は崩れていくことになる。そこで、セカンドベストの方法として、準拠法決定ルールを中心とする国際私法によることになる。しかし、一の法域だけでは、国際私法の目的は完全には達成されない。一の問題について、法域により定められる準拠法が異なるとすれば、権利義務・法律関係に安定はもたらされないからである。

2. ハーグ国際私法会議とその活動分野

国際私法の国際的統一のための機関としてハーグ国際私法会議がある。同会議の活動領域は、伝統的には、(1)準拠法決定に関する条約及び(2)国際民事手続に関する条約の作成であったが、昨今では、民事上の権利実現を補助・補完するために、(3)国際行政協力に関する条約の作成が重要性を増してきている。

(1)については、必ずしもルールを統一することを約束する条約は必要ではなく(違反に対する制裁が実効的ではない)、たとえばモデル・ルールを各法域が採用することでもよい(もっとも、モデル法方式はこれまで採用されていない)。これに対して、(2)・(3)の分野では、各法域が相互に利益を与えあう仕組みにする必要があり、一の法域の単独法において相互主義条項を定める方法も部分的には用いられているが、条約によることが合意的である。

3. 日本の取組み

1898年の民法、法例等の制定により、近代国家としての法整備を完了した日本は、眼を世界に向け、1899年12月頃、ハーグ国際私法会議が1896年に作成した民事訴訟手続に関する条約及び1897年の追加議定書の締約国となることを企図し、外交活動を開始した。当時、同会議の参加国は欧州の大陸法系国13か国であり、ロシアは反対し、理解を得るための努力は困難を極めたが、オランダ政府の尽力もあり、1904年2月、日露戦争開戦の月に日本は招待状を受領し、同年5月の第4会期に出席した。

日本は、以来、100年以上を経て、なお6つの条約しか批准していない。これでは、先人の努力に到底顔向けできない。子奪取条約の批准は遅すぎる対応であるものの、この種の国際行政協力条約の批准というハードルを乗り越えた実績は大きく、今後、ますます重要性を増すであろうこの分野において、日本は条約作成、その批准に積極的に取り組むことが期待される。

ハーグ子の奪取条約と日本

早川眞一郎（東京大学教授）

ハーグ子の奪取条約（「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」）は、ハーグ国際私法会議において1980年に採択され、1983年に発効した。2012年8月1日現在の加盟国数は87カ国である。日本政府は、この条約への加盟準備を開始することを2011年5月に閣議決

定し、その後、外務省および法務省において国内実施のための法律案の作成などの準備作業を進め、条約締結の承認を求める議案とともに「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案」（以下、「本条約実施法案」）を2012年3月に国会（第180回国会）に提出した。本稿執筆時点（2012年8月12日）でこれらの議案についての審議はまだ開始されていないため、第180回国会で議決されるかどうかは不明であるが、いずれにしても、近い将来、国会の承認を経て、日本がこの条約に加盟することになる可能性は高いものと予測される。本報告においては、この条約への日本の加盟をめぐる諸問題につき、次のようないくつかの観点から検討する。

まず、日本政府が、条約採択から30年余り経過した2011年になって加盟の方針をとるに至った事情について検討する。より具体的には、第1になぜこれまで長年にわたってこの条約に加盟しなかったのか、また、第2になぜ最近になって加盟の方針がとられることになったのかが問題となる。第1の点に関しては、ハーグ国際私法会議の作成した諸条約（さらにはそれ以外のものも含めた私法分野の諸条約）への日本の加盟状況一般をめぐる問題と、子の奪取条約に特有の問題について、それぞれ考える必要がある。第2の点に関しては、諸外国から日本に対する加盟要請が最も重要な背景事情のひとつであることは間違いないのでこの点について確認するとともに、そのほかにどのような事情があったのかを考えてみたい。

つぎに、2011年5月の閣議決定の後に行われた、加盟のための準備作業について見ておく。本条約実施法案を作成するにあたっては、法務省および外務省のもとにそれぞれ「法制審議会・ハーグ条約（子の返還手続関係）部会」および「ハーグ条約の中央当局の在り方に関する懇談会」が設置されて、検討が行われた。これらの検討作業等を振り返るとともに、本条約実施法案の内容と特徴について考える。あわせて、この間の日本弁護士連合会など政府以外のセッションでの動向についても触れる。

最後に、条約加盟後の展望について考える。この条約をめぐる各国での最近の状況に触れつつ、日本においてこの条約を運用するにあたってどのような点が問題となるか、この条約への加盟が日本にどのような影響を与えるかなどについて、短期的な観点のみならず中長期的な観点からも検討することとしたい。

ハーグ子の奪取条約と人権

大谷美紀子（虎ノ門法律経済事務所弁護士）

日本は、1979年に社会権規約及び自由権規約を批准したのを初めとして、国連において作成された主要な国際人権条約のほとんどを受容してきた。国連で作成される国際人権条約の場合、経済社会理事会との協議資格を活用して、NGOが条約の作成過程から関与し、条約の採択後も各国における条約の受容と国内実施において積極的な役割を果たすことが多い。日本のNGOも、国際人権条約の日本への受容と国内実施を推進し、取り組んできた。

現在、日本の締結に向けた手続が進められているハーグ子の奪取条約の場合、その作成は、国際私法の統一を目的とするハーグ国際私法会議において行われ、日本への受容に向けた議論と準備は、米国を含む諸外国からの強い要請により、政府の主導により進められてきた。この過程におけるNGOの関与や反応のあり方は、国際人権条約の場合とは相当に異なる。ハーグ子の奪取条約は、国際的な子の奪取における子の迅速な返還と国境を越える面会交流のための国家間の協力について定めた条約であり、個人の人権保障を目的として作成された人権条約で

はない。そのため、人権条約の日本への受容には熱心であった人権 NGO や国際人権法学の研究者の間で、この条約については無関心ないし懐疑的な態度が支配的であったことは意外ではない。

しかしながら、ハーグ子の奪取条約は、その後に国連で作成された人権条約である子どもの権利条約と密接な関係を有し、今日では、子どもの権利条約に規定される、親からの不分離・親との交流の権利、不法な連れ去り・留置から保護される権利といった、実体的な子の人権の保障を実効的に確保する機能を果たす条約として位置づけられている。締約国の国内裁判所や欧州人権裁判所の判例法からは、子の利益が最も重要と前文で謳い、子の権利の保護を指向する同条約について、機械的な運用による子の返還が、かえって具体的な子の利益を害することがないように、裁判所による解釈適用を含む条約の実施の全般において、意見を聴かれる子の権利や子の最善の利益の原則の観点から、子どもの権利条約との適合的な運用を確保するという困難な課題についての苦悩が窺われる。両親の別居・離婚に伴う国際的な子の連れ去り紛争においては、子の人権保障が最優先とされるべきであることに異論はないと考えられるが、子と分離される親の家族生活の尊重の権利、暴力から逃避してきた女性の暴力からの保護、外国で子の監護紛争の裁判を争う移民の司法へのアクセスの権利等、人権の観点から議論されるべき問題は多い。

本報告においては、国際人権法の発展に伴い、国際人権法との関係性や整合性について関心が高まりつつあるハーグ子の奪取条約について、日本への受容に向けた過程における人権の視点からの議論と対応を描写し、併せて、同条約の実施における人権の確保のための国内的及び国際的な取組みの必要性とその方向性についての私見を提示することとしたい。

国際物品売買契約に関する国際連合条約(CISG)と日本

山手正史（慶應義塾大学教授）

国際物品売買契約に関する国際連合条約（CISG、ウィーン売買条約）は、国境を越える売買契約につき、全世界の法を統一しようとする条約である。UNCITRAL の起草のもと、ウィーンにおける外交会議で 1980 年 4 月 10 日に採択され、1988 年 1 月 1 日に発効した。2012 年 8 月 10 日現在 78 箇国が加盟しており、全世界の国際売買の 3 分の 2 は CISG が適用されるものであり、日本の国際売買の 8 割は CISG 加盟国との取引である。また、いくつかの国の民法ないし契約法や国際的な契約法の一般原則にも大きな影響を与えている。日本も 2008 年 7 月 1 日に加盟し、2009 年 8 月 1 日から日本でも発効した。

本報告では、CISG と日本との関わりという側面に焦点を当て、CISG の内容を紹介しつつ、いくつかの重要問題について検討する。

(1) CISG の全体的特徴

CISG が多くの加盟国を得るに至った所以、また、統一法としての実効性の確保という観点から、CISG の特徴を摘示する。①いわゆる直接適用条約であること、②物理的事象に結びつけた規定形式を採用していること、③対象を売買契約の成立と売買契約から生ずる売主・買主間の権利義務についてのみとし、契約自体の効力等には関与しないこと（4 条）、④CISG が解決を与えていない問題については、国際私法の介入の余地を残していること（7 条 2 項）、⑤任意法規性を明確にし（6 条）、当事者間で確立した慣行や商慣習の拘束力も認めていること（8 条、9 条）、⑥適用における統一促進の必要性を顧慮すべきこと（7 条 1 項）、⑦統一法

の並立を防ぐ手だてをとっていること（99条3項-6項）など。

(2) 日本が CISG に加盟したことによる利点

①国際売買に適した規範によって問題解決をはかることができるようになること、②外国の裁判官や当事者が日本法を解釈・適用する負担が著しく軽減されること、③当事者が準拠法としてそれぞれ自国の法を主張し、折り合いがつかない場合の有効な解決手段となること（実際の売買契約において、準拠法の合意があるのはせいぜい1割程度）、④準拠法は多くの場合どちらかの当事者の国の法になるので一方当事者に有利になるが、このような有利不利は生じないことなど。

(3) 適用範囲—とりわけ 95 条との関連

日本が 95 条の留保をしなかったことの意味、および、95 条の留保をしている国の法が準拠法となった場合の取扱い。

(4) 予測可能性の増大—適用排除は不要

判決や仲裁判断が集積され、CISG が適用された場合の予測可能性が立つようになってきている。したがって、CISG の適用を排除している企業があるようであるが、そのような必要はなくなってきている。

(5) 適用要件を超えた CISG の適用

公表されている日本の判決で CISG に言及されたものは東京地判平成 10・3・19 判タ 997-286 のみである。すなわち、CISG 加盟前のものである。世界的に見れば、CISG の適用要件を充たしていない事案において CISG が適用されている裁判や仲裁は数多い。

第3分科会(公募セッション)

気候変動分野の国際立法における締約国会議(COP)の役割の変容

木村ひとみ（大妻女子大学助教）

国際立法については、伝統的には国際法委員会(ILC)が大きな役割を担い、環境分野についても、越境損害防止、国際水路、地下水に関する条約草案の策定が進められてきた。しかしその後、環境など各分野で進行した国際法の専門化と断片化とともに ILC の地盤沈下が指摘され、ILC は各分野で生成・発展した国際法規則を横断的に分析し、一般国際法上の諸原則・規則の一貫性を確保する役割を果たすべきとの観点から、その役割の再定義・活性化が主張されている。

ILCにかわり、環境条約策定の重要な担い手となったのが国連環境計画（UNEP）であり、特に、科学的不確実性の大きな地球環境条約については、国際法の既存の成立形式の限界から、一般的な義務や原則を条約で定め、その後のコンセンサスを基本とする締約国会議（COP）での交渉を踏まえ、具体的な数値目標などを議定書で定める、という枠組み条約の法形式が多く用いられている。気候変動分野の国際立法についても、基本的には気候変動枠組条約と京都議定書の枠組み条約の法形式がとられ、国際立法の主体についても、UNEP、政府間交渉委員会（INC）による条約策定を経て、COP(京都議定書発効以降は COP/COPMOP)決定に移行している。COP15/COPMOP5（コペンハーゲン、2009年）では COP の限界が露呈したものの、COP17/COPMOP7（ダーバン、2012年）には 2013年以降の第二約束期間における京都議定書の延長が COP 決定された。

本稿では、気候変動の国際立法における COP の役割の変容を動的に分析し、COP の国際立法機能の再評価を試みる。既に気候変動の国際立法における COP の役割については多くの先行研究が存在するが、その多くは静態的な観点からの法的分析であり、国際交渉の進展による COP の役割そのものの変容を動的に扱うことを主眼とする。特に、気候変動分野の COP は 1992 年以来、約 20 年間にわたり毎年開催され、COP 決定の集積が相当程度進んでいることから、その検証及び分析から国際立法上の示唆を得ることを目的とする。

より具体的には、20 年にわたるこれまでの気候変動交渉を（1）気候変動枠組条約の策定以降、京都議定書の採択まで（COP1～COP3）、（2）以降、京都議定書の発効まで（COP3～COP10）、（3）以降、バリ行動計画への合意（COP11/COPMOP1～COP13/COPMOP3）まで、（4）以降、ダーバン合意まで（COP13/COPMOP3～COP17/COPMOP7）まで、（5）以降、（大気の法典化を見据えた）2020 年の法的拘束力ある将来枠組みの発効まで、の 5 つの時期に分け、それぞれの時期における COP の役割の変容を追う。

軍縮分野におけるソフト・ロー立法の諸相

福井康人（南山大学客員教授）

一般に軍縮は国家が自らの軍備を制限し削減することから、主に国家が他国との関係で法的に拘束される条約の形態で実現され、軍縮会議が軍縮分野における多数国間条約に係る主要な立法機能を担ってきたが、近年は具体的な成果に乏しいのが実情である。他方で、法的拘束力を有する条約の形式を取らないソフト・ロー(Soft law)による規範形成の事例も増えている。ソフト・ローはその基準の曖昧さ等から法源論との関係で厳密には国際法の立法概念には馴染まない側面もあるが、ソフト・ロー立法が軍縮分野においても規範形成に不可欠な存在となっており、識者の中には「ソフト軍縮」の概念を提唱する者もいる。本報告においては、ソフト・ローに係る先行研究を基に、その定義及び機能といった基礎的整理につき確認した上で、不拡散を含む広義の軍縮分野におけるソフト・ローの実情につき、特に以下の 3 つのカテゴリーの事例を中心に同分野でのソフト・ローの意義及び規範性の差といった論点を含め、軍縮分野におけるソフト・ロー立法の諸相につき検討を試みる。

第 1 のものは、ソフト・ローとハード・ローの境界近傍に位置する軍縮関連文書である。具体例として、条約でない署名国会合決議（但し、英国のように CTBT の「補足的条約」と看做す国もある）として作成された包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会の設立文書の例があげられる。同文書により設立された準備委員会は厳密には国際機関ではないが、国連との協力協定の締結等国際法上の法人格を有することが前提の国際機関としての実行が先行するなど事実上の（de facto）国際機関として機能する興味深い事例を提供している。他方、部分的核実験禁止条約（PTBT）のように脱退規定を伴うこと、生物兵器禁止条約（BWC）のように曖昧さを伴うことを理由に条約であってもソフト・ローに分類する見解もある。

第 2 のものは、軍縮条約等に基づき開催される国際会議で採択された合意文書である。具体例としては 2001 年第 1 回国連小型武器会議で採択された小型武器行動計画、軍縮条約の運用検討会議で合意された文書として 2010 年 NPT 運用検討会議で採択された行動計画及び条約上明文規定のない生物兵器使用禁止に係る条約解釈の根拠とされる 1996 年 BWC 運用検討会議の最終文書等である。

第 3 のものは、安全保障貿易管理等で広く使用され、ガイドライン、声明といったソフト・

ローにより有志国からなる枠組みが設立され、設立目的に則り各国が協力する基礎となる文書である。具体的には、原子力供給国グループ(NSG)、ワッセナー・アレンジメント(WA)等があげられる。最近では、サイバー問題規制枠組みでの活用可能性も検討されている他、過去に軍縮会議で提案された「宇宙の軍備競争防止 (PAROS)」及び「宇宙空間兵器配置防止条約 (PPWT)案」とも関連し、現在 EU や米国を始めとする有志国により交渉が行われている宇宙行動規範の事例がある。

海洋法における旗国の責任－旗国に対してとりうる措置の検討を中心に－

武井良修（ユトレヒト大学研究員）

国連海洋法条約（UNCLOS）の下、いずれの国も自国を旗国とする船舶に対し行政上、技術上及び社会上の事項について有効に管轄権を行使し及び有効に規制を行うことが義務づけられている（第 94 条）。このほかにも、UNCLOS は随所において旗国の義務を規定しており、その規律事項は船舶の安全・海上における犯罪行為の処罰・海洋生物資源の保存・海洋環境保護など様々な分野に及んでいる。さらに旗国の義務は国際海事機関や国際労働機関などにおいて採択された諸条約などで詳細に規定されている。このような広範な義務の規定は、公海上における旗国のみによる管轄権の行使（いわゆる「旗国主義」）の裏返しともいうべきものであり、海洋法秩序の根幹をなしている。しかしながら、便宜置籍船の問題に顕著に現れているように、旗国が常に自国籍船舶に対して有効に管轄権を行使し規制を行っているわけではない。むしろ、旗国が責任を十分に果たさないことが、違法・無報告・無規制（IUU）漁業や船舶起因の海洋汚染といった今日問題となっている現象の根底にある。

個別の船舶による規則違反に対して旗国以外の国がとりうる措置については、近年国際機関等において盛んに議論が行われ、学術的な研究も進んでいる。これに対し、旗国がその責任を十分に果たしていない場合に、旗国自体および当該旗国籍のすべての船舶に対してとりうる措置についてはこれまで十分な検討がなされていない。UNCLOS は第 94 条 6 項において適正な管轄権行使・規制を行っていない旗国に対する通報の権利を規定しているのを除き、旗国に対する措置に関してほとんど規定をおいておらず、国家実行も限定的である。

このような問題意識のもと、本報告においては旗国以外の国及び関連する国際機関がどのような措置をとることができるかを検討する。はじめに、旗国がどのような際に海洋法上の義務違反を認定されるかを、UNCLOS 並びに関連諸条約の規定及び一般国際法上の諸原則の検討を通じて明らかにする。次に、旗国が責任を十分に果たしていない場合に、どのような措置をとりうるかについて、国による措置の場合と国際機関による措置の場合に分けて検討する。特に、国連国際法委員会による条文案や、個別の分野（例：漁業）において、条約その他の文書でとりうるものが規定されている措置の分析を中心とする。これらの分析の結果をもとに、旗国の責任の問題に対する現行の国際法枠組みにおける対応の可能性と限界について検討を行う。

国連集団安全保障体制の現況－多国籍軍型軍事活動を素材にして－

山本慎一（香川大学准教授）

国連における集団安全保障体制は、冷戦後に安全保障理事会の機能不全を克服し、軍事的措置がとられる事例が現出したものの、国連憲章が企図した「国連軍」を創設し、安保理の下で軍事参謀委員会の指揮により集団的措置をとるという仕組みは、現在も実現には至っていない。その背景には、国連加盟国からの兵力提供の根拠となる憲章第 43 条に基づく特別協定が未締結であるのに加え、冷戦後の実行として、安保理決議の中で武力行使の授権がなされるようになり、当該授権決議に基づいて意思と能力のある加盟国で構成される多国籍軍型軍事活動が組織され、現地展開が進む慣行が定着したことにある。

冷戦後の国際社会における平和と安全の維持の分野は、国連の平和維持活動（PKO）と並び、この多国籍軍型軍事活動が大きな役割を果たしてきた。同活動は、1991 年のイラクにおける湾岸多国籍軍でみられた制裁的任務から、その後の実行では平和維持や人道的な任務に軸足を移しており、NATO や EU、ECOWAS や AU といった地域機構との連携も深めながら、国際の平和と安全の維持にとって PKO と並ぶ重要な紛争処理手段として機能するようになった。実際の活動現場でも、多国籍軍型軍事活動と PKO との時系列的な展開や並行展開を通じて、その任務内容をはじめとして運用面での連携や協力が進んでいる。他方で両活動は、法的性格をはじめとして組織構造の面では原理的な差異が存在することも事実であり、冷戦後の国家実行を踏まえた両者の関係性の整理が求められている。

そこで本報告では、多国籍軍型軍事活動を素材にして、国連の集団安全保障体制の現況を明らかにすることを目的としている。まず本報告は、安保理の授権によって組織される多国籍軍型軍事活動に焦点を当てることから、主たる考察の範囲は、冷戦終結後の諸国家および国際機構の実行である。そのうえで、とくに次の 3 点に焦点を絞って報告を進めたい。第 1 に、多国籍軍型軍事活動組織化の根拠となる安保理による授権行為の憲章上の位置づけである。一般に授権行為は憲章第 7 章に言及する安保理決議によってなされるが、解釈論として憲章第 39 条の勧告に根拠づけるのが妥当である考え方を明らかにする。第 2 に、多国籍軍型軍事活動の実行を踏まえた PKO との関係性である。これは、多国籍軍型軍事活動が多機能化している現状を示したうえで、PKO との連携・協力や異同の態様を明らかにしたい。第 3 に、この 2 つの視座からの考察を通じて、多国籍軍型軍事活動の実行からみた国連の集団安全保障体制の現代的な意義について論じたい。